

令和元年度  
岩手県出資等法人運営評価レポート  
(案)

令和元年 月  
総務部

# 目 次

## 《総括編》

1 趣旨	1
2 県出資等法人運営評価制度の基本的な考え方	1
3 県出資等法人数について	2
(1) 県内に主な事務所を有する法人	2
(2) 指導監督対象法人	2
(3) 運営評価対象法人	2
4 県出資等法人運営評価の概要について	4
(1) 資本金等と県の出資等の状況	4
(2) 中期経営計画における経営目標の達成状況について	5
(3) 役職員の状況	7
(4) 財務の状況	8
(5) 県の財政的関与の状況	10
(6) 情報公開の状況	12
(7) 前年度指摘事項への取組状況	13
(8) マネジメント評価の結果について	14
5 今後の運営評価の取組について	19
6 法人ごとの運営評価結果の記載内容（要領）について	20
I 法人の概要	21
II 所管部局の評価	22
III 統括部署（総務部）の総合評価	22

別表1 令和元年度県出資等法人運営評価対象法人一覧

別表2 令和元年度県出資等法人運営評価対象法人概要及び運営評価結果一覧

## 《個別法人編》

○ 令和元年度県出資等法人運営評価の結果（41法人）

## 1 趣旨

県出資等法人の改革・改善については、これまで、平成 15 年度から平成 18 年度を推進期間とする「岩手県出資等法人改革推進プラン」(旧プラン)、そして平成 19 年度から平成 22 年度を取組期間とする「新岩手県出資等法人改革推進プラン」(新プラン)、平成 23 年度から平成 26 年度を取組期間とする「いわて県民計画第 2 期アクションプラン[改革編]」により、取組を進めてきました。

平成 27 年度に策定した「いわて県民計画第 3 期アクションプラン[行政経営編]」においては、同年度から平成 30 年度を取組期間として、引き続き、運営評価等を通じて県出資等法人の運営の改善を図るほか、県出資等法人を復興や地域課題への対応に向けた連携・協働のパートナーとして、県の施策と県出資等法人の事業の連携強化に努めることとし、取組を進めてきました。

令和元年度の県出資等法人運営評価は、平成 30 年度を評価対象年度とし、対象法人自らの 1 次評価、各所管部局における 2 次評価を行い、その結果等を基に、統括部署である総務部において総合評価を行ったものです。

本レポートは、対象法人の運営状況の概要をお知らせするとともに、本年度の運営評価の結果を取りまとめ、それぞれの法人の改革・改善に向けて、今後取り組むべき方向を明らかにします。

### 「県出資等法人」とは：

県の施策を遂行するために、県が直接事業を行うよりも法人が役割を担うことが適切な場合など、必要に応じて設立し、あるいは出資などを行っている法人のことをいいます。一般的に、「第三セクター」や「外郭団体」ということもあります。県内に主たる事務所を有する法人のうち、県の出資が資産株となっている法人<sup>注</sup>以外について、県では「県出資等法人指導監督要綱」を制定して運営評価を実施するなどの指導監督を行っています。

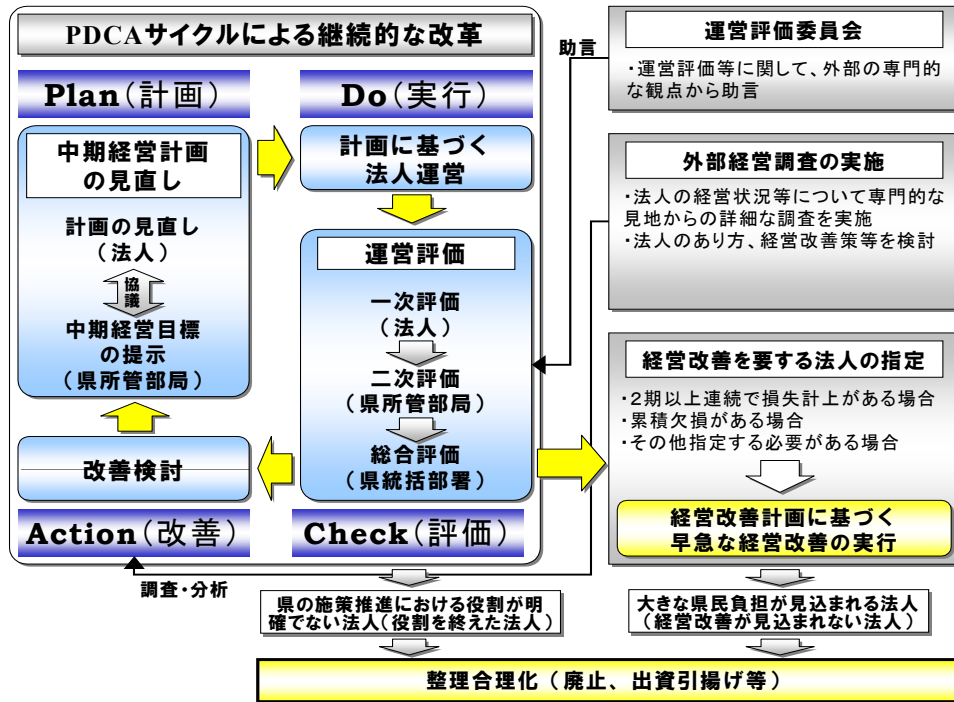
注：(株)岩手銀行、(株)東北銀行

## 2 県出資等法人運営評価制度の基本的な考え方

県が掲げる施策目標を達成することを使命とする県出資等法人が、最も効率的に質の高いサービスを提供するとともに、その経営が将来にわたって県民の負担を招くことのないよう、自らの課題を解決していくためには、継続的な改善の取組を行うことが必要です。

このため、平成 16 年度に、県と法人が共に徹底して課題を洗い出し改革を進める新たな運営評価制度を創設し、それ以降、PDCA(「計画」⇒「実行」⇒「評価」⇒「改善」)サイクルの確立による徹底した法人改革・改善に取り組んでいます。

県出資等法人運営評価制度の体系図



3 県出資等法人数について

- (1) 県内に主な事務所を有する法人 (43 法人)
- (2) 指導監督対象法人 (41 法人)

令和元年7月1日現在、県内に主な事務所を有する県出資等法人は43法人となっていますが、このうち「県出資等法人指導監督要綱」に基づき、県の出資が資産株となっている2法人を除いた41法人を指導監督の対象としています。

令和元年度 指導監督対象法人数

区 分	特別法 法 人	公益法人		会社法 法 人	合 計
		社 団	財 団		
県内に主な事務所を有する県出資等法人	4	5	20	14	43
指導監督対象法人	4	5	20	12	41

- (3) 運営評価対象法人 (41 法人) (別表1「令和元年度県出資等法人運営評価対象法人一覧」参照)

指導監督対象法人41法人について、県の関与の度合い等に応じて次の類型ごとに評価方法を設定して運営評価を実施しました。

① 分類基準

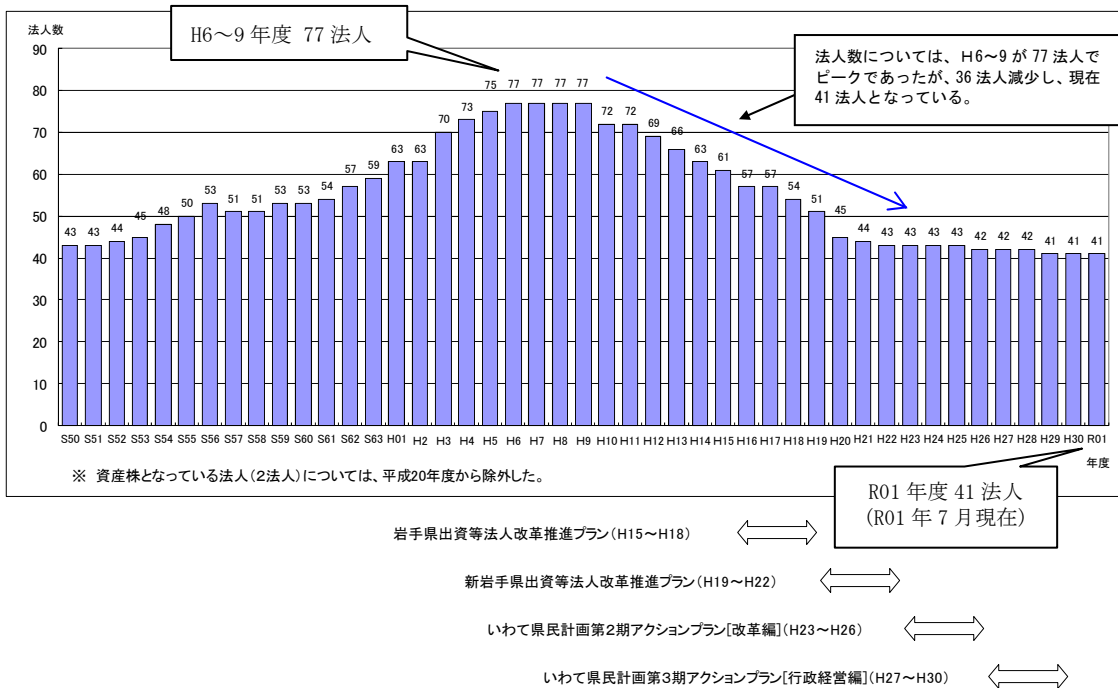
区分	基準	該当法人数
類型 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県出資比率 50%以上の法人 ただし、特別法法人で、関係法令に基づき、国による常例検査が行なわれている法人を除く。</li> <li>○ 県出資比率 25%以上 50%未満の法人のうち、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 繰越欠損金が発生、または経営改善を要する法人に指定されている法人</li> <li>・ 県の運営費補助、運転資金としての短期貸付を受けている法人</li> <li>・ 県職員派遣を受けている法人又は県職員が代表者に就任している法人</li> </ul> </li> <li>○ 上記のほか、法人の経営状況や将来リスク等を総合的に勘案し、類型 1 に分類する必要があると認められる法人※</li> </ul>	25 法人
類型 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県出資比率 25%未満の法人</li> <li>○ 県出資比率 25%以上の法人のうち、類型 1 に該当しない法人</li> <li>○ 廃止等法人及び地元自治体の主導的関与に委ねる法人</li> </ul>	16 法人

※ 2期以上連続して決算で損失計上した法人や、累積欠損が発生した法人等を想定。

② 運営評価の方法

区分	運営評価の実施	運営評価実施主体
類型 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営評価シートに基づく評価</li> <li>・ 総務部による総合評価</li> <li>・ 法人及び所管部局への個別ヒアリング</li> </ul> ※法人及び所管部局への個別ヒアリングは必要に応じて実施	法人及び県
類型 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営評価シート（簡易版）による法人の経営状況の把握</li> </ul> ※所管部局への個別ヒアリングは必要に応じて実施	県

[参考] 県出資等法人数の推移（県内に主な事務所を有する県出資等法人）



## 4 県出資等法人運営評価の概要について

令和元年度における県出資等法人運営評価の結果をみると、平成16年度に運営評価制度を導入して以降、PDCAサイクルに基づく法人の改革・改善の取組が浸透し、定着しているものと認められます。

今後も、東日本大震災津波からの復興、及び、多様化する地域課題への対応に向けた県の施策実施における推進主体の一つとして、県出資等法人の持つ資源・能力を生かしていくことが期待されています。

### (1) 資本金等と県の出資等の状況

#### 《法人の資本金等の規模》

法人の資本金等の規模をみると、特別法・会社法法人においては資本金10億円以上の法人の割合が最も高く、公益法人においては1億円未満の法人の割合が最も高くなっています。資本金等が10億円以上の12法人のうち、特別法・会社法法人が8法人、公益法人が4法人で、株式会社や信用保証協会等の資本金等の額が大きい傾向があります。

また、公益法人にあっては、基本財産の運用益により事業を実施している法人の資本金等の規模が大きくなっていますが、これは職員数や実施事業の規模（年間事業費）と比例しているものではないことに留意する必要があります。

区 分	法人数	構成比	うち特別法・会社法法人		うち公益法人	
			法人数	構成比	法人数	構成比
10億円以上	12	29.3%	8	50.0%	4	16.0%
5億円以上10億円未満	5	12.2%	1	6.3%	4	16.0%
1億円以上5億円未満	8	19.5%	2	12.5%	6	24.0%
1億円未満	16	39.0%	5	31.3%	11	44.0%
合 計	41	100%	16	100.0%	25	100.0%

#### 《県の出資等の割合》

法人の資本金等における県の出資等の割合をみると、全体では25%以上50%未満の法人の割合が最も高くなっていますが、公益法人においては75%以上の法人の割合が最も高くなっています。

県の出資等割合が100%の法人は、特別法法人2法人（(社福)岩手県社会福祉事業団、岩手県土地開発公社）、公益法人3法人（(公財)岩手県文化振興事業団、(公財)岩手県

スポーツ振興事業団、(公財)岩手県生物工学研究センター)の計5法人です。

**県出資等割合別法人数** (単位:法人)

区 分	法人数	構成比	うち特別法・会社法法人		うち公益法人	
			法人数	構成比	法人数	構成比
75%以上	12	29.3%	2	12.5%	10	40.0%
(うち100%)	5	12.2%	2	12.5%	3	12.0%
50%以上75%未満	8	19.5%	2	12.5%	6	24.0%
25%以上50%未満	15	36.6%	7	43.8%	8	32.0%
25%未満	6	14.6%	5	31.3%	1	4.0%
合 計	41	100.0%	16	100.0%	25	100.0%

《資本金等は前年度と比較して増加》

令和元年度の運営評価対象法人(41法人)の資本金等の状況をみると、全法人の合計で前年度と比較して715,767千円増加しています。

これは、三陸鉄道(株)と(株)いわちくの増資等によるものです。

**法人の資本金等と県の出資等の状況** (単位:法人、千円、%)

区 分	法人数	資本金等の額					対前年比	県出資金等の額	県の出資等割合
		H28年度	H29年度	H30年度	R01年度				
特別法・会社法法人	16	30,348,081	28,067,031	28,066,421	28,765,428	699,007	10,193,585	35.4%	
公益法人	25	11,193,376	11,208,543	11,208,543	11,225,303	16,760	7,698,985	68.6%	
合 計	41	41,541,457	39,275,574	39,274,964	39,990,731	715,767	17,892,570	44.7%	

(2) 中期経営計画における経営目標の達成状況について

《類型1の25法人が中期経営計画を策定》

県出資等法人のうち類型1に該当する25法人については、中期経営計画を策定し、経営目標(事業目標及び経営改善目標)を設定して計画的な法人運営を行っています。

《目標値の設定》

中期経営計画の目標値の設定にあたっては、毎年度3月に各法人の事業計画等から、県の施策推進における法人の役割を果たすための事業及び法人が改善に取り組む事項について、所管部局及び統括部署において検証、見直しを行っています。

《経営目標の達成状況は概ね7割程度》

平成30年度における経営目標の達成状況は、事業目標では72.1%(昨年度72.5%)、

経営改善目標では76.5%（昨年度79.8%）となっており、事業目標及び経営改善目標ともに達成割合が減少しました。

経営目標（事業目標及び経営改善目標）の達成状況（総括表）

	事業目標			経営改善目標		
	達成	未達成	合計	達成	未達成	合計
項目数	75	29	104	78	24	102
構成比	72.1%	27.9%	100.0	76.5%	23.5%	100.0

【主な未達成の目標とその原因】

No	法人名	H30目標値	H30実績	未達成の原因	備考
1	三陸鉄道(株)	旅客運輸収入の確保 運賃収入：270,400千円 運輸雑収：25,000千円	運賃収入：262,611千円 運輸雑収：19,926千円	通学定期の半額補助で定期収入は増加したが、昨年度に引き続き、旅行会社の三陸ツアーが減少したことに加え、広告料収入が減少	経営改善目標
2	(公財)岩手県文化振興事業団	美術館の観覧者数 65,000人	58,112人	報道機関との実行委員会方式による企画展は、想定していた観覧車数を達成したが、館独自の企画展が振るわず	事業目標
3	(公財)岩手県スポーツ振興事業団	利用料収入の確保 利用料収入91,100千円	利用料収入88,162千円	野球グラウンドの回収、勤労身体障害者体育館の耐震改修によって施設利用が一部制限された影響	経営改善目標
4	(公財)ふるさといわて定住財団	県内企業と若年者とのマッチング 就職面接会・就職ガイダンスの開催 年5回開催 延べ参加者数・述べ参加企業数 2,000人以上・660社以上	就職面接会・就職ガイダンスの開催 年5回開催 延べ参加者数・述べ参加企業数 1,264人以上・918社以上	・就活・内定の早期化 ・県内企業の認知度が低い	事業目標
5	(公社)岩手県農業公社	畜産公共事業等の実施 4地区、732百万円	4地区、117百万円	畜舎等の建設を計画する事業参加者との調整に時間を要し、工事発注が遅れたことから、事業を翌年度に大幅に繰り越すこととなったもの	事業目標

法人毎の達成状況では、全ての目標を達成した法人は、事業目標では12法人（昨年度9法人）、経営改善目標では13法人（昨年度10法人）となっています。一方で、50%未満の法人は、事業目標で5法人（昨年度3法人）、経営改善目標で4法人（昨年度0法人）となっています。

事業目標の達成状況（達成割合別法人数）

（単位：法人、%）

達成した目標の割合	法人数	構成比
全目標100%	12	48.0
50%以上100%未満	8	32.0
50%未満	5	20.0
合計	25	100.0

経営改善目標の達成状況（達成割合別法人数）

（単位：法人、%）

達成した目標の割合	法人数	構成比
全目標100%	13	52.0
50%以上100%未満	8	32.0
50%未満	4	16.0
合計	25	100.0

※事業目標 — 県の施策推進における法人の役割を果たすうえで法人が達成すべき目標

※経営改善目標 — 法人が経営を行うにあたって改善に取り組むべき目標

上記のとおり事業目標と経営改善目標は、設定する目標が異なるため、経営改善目標を達成しても、事業目標を達成していない場合もある。



《目標設定の妥当性検証の強化》

PDCA サイクルを効果的に運用するためには、目標設定が非常に重要であることから、目標設定の内容や水準の妥当性について、所管部局等でのチェックのほか外部経営調査等により検証する取組を引き続き強化していくこととします。

(3) 役職員の状況

《3 法人で県職員が代表者に就任》

運営評価対象法人（41 法人）のうち、代表者に県職員が就任している法人は、（公財）さんりく基金、岩手県オイルターミナル(株)、(株)岩手ソフトウェアセンターの3 法人となっており、前年度と同数となっています。（別表2：令和元年度県出資等法人運営評価対象法人概要及び運営評価結果一覧「県職員の代表者就任」の欄参照）

「役員（常勤）」を見ると、令和元年7月1日現在、常勤の役員数は合計80名で、常勤役員のない法人が5法人あります。（別表2：同「役員（常勤）」の欄参照）

《県退職者が常勤役員に就任している法人の割合は68.3%》

県関係者の法人の常勤役員への就任状況については、下表のとおり、県派遣職員は4法人に4名、県退職者は28法人に38名が就任しています。昨年度と比較して県派遣職員、県退職者ともに同数となっており、県退職者が役員に就任している法人の全出資等法人に占める割合は68.3%となっています。

県退職者の就任は、法人の業務等を推進するにあたって、退職者の知識、経験等を活用して法人の運営体制や経営体制の強化を図ることを目的としているものと考えられます。

《常勤職員に占める県派遣職員数は減少、県退職者数は増加》

常勤の職員数2,536名のうち、13法人の76名が県派遣職員、16法人の75名が県退職者となっています。昨年度と比較して県派遣職員は3名減少、県退職者は4名増加しています。

法人の常勤役職員の状況

(単位：人)

区 分	役 員 数					職 員 数				
	うち県派遣		うち県OB			うち県派遣		うち県OB		
特別法・会社法法人	49	0	0法人	16	11法人	1,944	18	2法人	7	5法人
公益法人	31	4	4法人	22	17法人	592	58	11法人	68	11法人
合 計	80	4	4法人	38	28法人	2,536	76	13法人	75	16法人

注1 「役員数」は、令和元年7月1日時点の常勤役員数

注2 「職員数」は、令和元年7月1日時点の常勤職員数

《県職員派遣等は適正化に配慮する方針を継続》

県職員派遣については、県と法人の役割分担の明確化や法人の自立的経営の観点から、適正化に配慮して行っています。

また、法人役員への県職員の就任については、法人に県施策推進上の役割を十分に果たしてもらおう上で、所管部局における指導監督のみでは十分でないため、法人運営に役員として直接参画する必要が特にある場合に限って行っています。

《常勤職員数は10人未満の法人が最多》

常勤職員数については、令和元年7月1日現在では10人未満の区分が18法人（43.9%）で最も多くなっています。特に、公益法人においては6割が10人未満であり、そのうち6法人（24.0%）は5人未満となっています。

**常勤の職員数別法人数** (単位:法人)

区 分	全法人		うち特別法・会社法法人		うち公益法人	
	法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比
100人超	6	14.6%	5	31.3%	1	4.0%
50人～100人未満	5	12.2%	3	18.8%	2	8.0%
10人～50人未満	12	29.3%	4	25.0%	8	32.0%
10人未満	18	43.9%	4	25.0%	14	56.0%
(うち5人未満)	12	29.3%	1	6.3%	6	24.0%
合 計	41	100.0%	16	100.0%	25	100.0%

(4) 財務の状況

運営評価対象法人（41法人）の平成30年度における財務の状況は、次のとおりです。

ア 単年度収支（当期損益又は当期一般正味財産増減額）

《マイナス計上の法人数は前年度より減少、単年度収支のマイナス額も縮小》

特別法・会社法法人は当期損益により、また公益法人は当期一般正味財産増減額により法人の単年度収支の推移をみると、マイナスを計上した法人数は9法人と平成29年度よりも5法人減少しました。単年度収支のマイナス額についても縮小しています。

単年度収支がマイナスとなった主な要因としては、公益法人において、運営上求められている「収支相償」のため、公益事業に係る過年度の黒字計上分を計画的に費消したことによるもの、燃料費等の費用の増加や売上高の減少等の収益の減少によるものが多くなっています。

また、単年度収支がマイナスとなった法人の合計収支金額は、前年度の▲4億5,937万円から3億3,443万円縮小し、▲1億2,494万円となっています。このうち最も大きいマイナス額を計上したのは、(公社)岩手県農業公社であり（▲8,441万円）、これは、

暗きょ排水工事の受注減による収入減、及び、草地畜産基盤整備事業の繰越が大きな要因となっています。

平成30年度決算における単年度収支(当期損益、当期一般正味財産増減額)の状況(総括表)

(単位:千円)

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		対前年比	
	法人数	該当法人の損益等の合計額	法人数	該当法人の損益等の合計額	法人数	該当法人の損益等の合計額	法人数	該当法人の損益等の合計額		
特別法・会社法法人	当期損益がプラス	17	3,413,141	13	3,113,722	13	2,723,499	14	2,382,240	▲ 341,259
	当期損益がマイナス	0	0	3	▲ 89,510	3	▲ 47,309	2	▲ 17,487	29,822
公益法人	当期一般正味財産増減額がプラス	13	123,091	14	822,554	14	609,544	18	611,584	2,040
	当期一般正味財産増減額がマイナス	12	▲ 822,946	11	▲ 65,593	11	▲ 412,058	7	▲ 107,452	304,606
合計	単年度収支がプラス	30	3,536,232	27	3,936,276	27	3,333,043	32	2,993,824	▲ 339,219
	H29・H30年度ともプラス継続							26	2,577,712	
	H30年度新たにプラス化							6	416,112	
	単年度収支がマイナス	12	▲ 822,946	14	▲ 155,103	14	▲ 459,367	9	▲ 124,939	334,428
	H29・H30年度ともマイナス継続							8	▲ 121,907	
	H30年度新たにマイナス化							1	▲ 3,032	

## イ 繰越損益

《繰越損失計上は2法人》

特別法・会社法法人について、繰越損益の推移をみると、繰越損失を計上している法人は2法人（三陸鉄道(株)、(株)北上オフィスプラザ）であり、前年度と同じ法人となっていますが、繰越損失の合計額は前年度から146万円増加しています。

なお、三陸鉄道(株)の繰越損失は旅客運輸収入の減少等に伴う損失が累積したものであり、(株)北上オフィスプラザの繰越損失は減価償却費による損失が累積したもので（平成24年度決算以降は純利益を計上）です。

平成30年度決算における繰越損益の状況(特別法・会社法法人)(総括表)

(単位:千円)

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		対前年比
	法人数	該当法人の繰越損益	法人数	該当法人の繰越損益	法人数	該当法人の繰越損益	法人数	該当法人の繰越損益	
繰越損益がプラス	15	40,821,341	14	42,661,051	14	43,467,660	14	44,696,752	1,229,092
H29・H30年度ともプラス継続							14	44,696,752	
H30年度新たにプラス化							0	0	
繰越損益がマイナス	2	▲ 397,292	2	▲ 449,340	2	▲ 469,265	2	▲ 470,724	▲ 1,459
H29・H30年度ともマイナス継続							2	▲ 470,724	
H30年度新たにマイナス化							0	0	

注 繰越損益がゼロのものは、プラスに含めて集計した。

## ウ フローチャートによる財務評価

《良好(A)、概ね良好(B)は22法人》

類型1に該当する25法人について、特別法・会社法法人は損益計算書における当期損益及び累積欠損金の状況、また、公益法人は独立採算度及び当期正味財産増減額に基づくフローチャートによる法人の財務評価を行いました。

その結果をみると、「良好」(A)及び「概ね良好」(B)とされた法人が22法人となっており、平成30年度評価と同数となっています。

一方、「改善を要する」(C)とされた法人が2法人(三陸鉄道(株)、(公財)岩手県国際交流協会)となっています。

#### 《財務の健全化に向けた経営改善の取組みの推進》

「良好」(A)及び「概ね良好」(B)となった法人は、平成30年度評価と同数となっており、「良好」(A)の法人数が4法人増加しています。しかしながら、法人を取り巻く経営環境依然として厳しく、低金利の長期化により事業原資となる運用益が減少したり、人手不足を背景とした委託料、郵送料の増嵩などのコスト上昇傾向等が認められることから、引き続き事業の効率的な実施に努める必要があります。

「改善を要する」(C)とされた法人については、これまでと同様に、会社法法人等にあっては単年度収支の改善、公益法人にあっては独立採算度の改善に向けて取り組んでいく必要があります。

**フローチャートによる財務評価の結果** (単位:法人)

	A:良好	B:概ね良好	C:改善を要する	D:大いに改善を要する	合計
特別法・ 会社法法人	4 [4]	2 [2]	1 [1]	0 [0]	7 [7]
公益法人	9 [5]	8 [11]	1 [1]	0 [1]	18 [18]
合 計	13 [9]	10 [13]	2 [2]	0 [1]	25 [25]

注 [ ]内の数値は平成30年度における評価結果

#### (5) 県の財政的関与の状況

##### 《運営費補助は増加、それ以外のものは減少》

法人への県の財政的関与の状況を見ると、平成30年度においては、平成28年度に比較して、運営費補助金は18億546万円の増、短期貸付金は500万円の減、損失補償金額は1億6,130万円減少しました。

なお、このほかの財政的関与である委託料は、前年度に比較して5億6,470万円減少しています。

## 県の財政的関与の状況

(単位:千円)

区分	運営費補助金					短期貸付金(運転資金)					損失補償				
	法人 数	H28年度	H29年度	H30年度		法人 数	H28年度	H29年度	H30年度		法人 数	H28年度	H29年度	H30年度	
		金額	金額	金額	対前年比		金額	金額	金額	対前年比		金額	金額	金額	対前年比
特別法・会社法人	2(2)	353,801	399,161	2,200,545	1,801,384	1(1)	55,000	50,000	45,000	▲ 5,000	1(1)	696,296	782,074	859,852	77,778
公益法人	2(2)	24,013	25,563	29,636	4,073	0(0)	0	0	0	0	3(3)	1,110,785	883,592	644,517	▲ 239,075
合 計	4(4)	377,814	424,724	2,230,181	1,805,457	1(1)	55,000	50,000	45,000	▲ 5,000	4(4)	1,807,081	1,665,666	1,504,369	▲ 161,297

注 法人数の( )書きは29年度の法人数

(単位:千円)

区分	委託料			
	H28年度	H29年度	H30年度	
	金額	金額	金額	対前年比
特別法・会社法人	2,129,269	2,148,000	2,351,706	203,706
公益法人	2,062,139	4,754,096	3,985,695	▲ 768,401
合 計	4,191,408	6,902,096	6,337,401	▲ 564,695

- 運営費補助金の 18 億 546 万円の増の主な要因は、JR 山田線の移管対応等により三陸鉄道(株)に対する補助金等の額が 18 億 3,178 万円増額したほか、(公財)岩手県育英奨学会への補助金額が 355 万円増となったことによるものです。
- 短期貸付金 500 万円の減は、岩手県産(株)の中期計画等に従って、貸付金(運転資金)を計画どおり減としたものです。
- 損失補償 1 億 6,130 万円の減の主な要因は、(一財)クリーンいわて事業団において金融機関等からの融資残額の減少により 1 億 5,440 万円の減となったことによるものです。
- 委託料の 5 億 6,470 万円の減の主な要因は、(公財)岩手県土木技術振興協会において、前年度、平成 28 年度台風第 10 号災害に係る復旧事業の設計業務委託により大幅に増加していたものが減少し、7 億 3,855 万円減となったこと等によるものです。

### 《財政的関与の適正化》

法人への県の財政的関与については、法人が県の施策推進における役割を果たす上で真に必要なものか、法人の自助努力は十分かを検証し、適正な関与を継続します。

また、県出資等法人と委託契約を締結する際は、契約相手の選定手続の妥当性(随意契約による手続きをとる場合はその理由が妥当か。)を十分検証した上で適切に対応するよう留意します。

### 《損失補償は真に必要な場合に限定》

損失補償については「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」(平成 26 年 8 月 5 日付け総務省自治財政局長通知)において、「第三セクター等に対して公的支援を行う場合には、債務について損失補償を行うべきではない」とされており、引き続き、予算編成の過程等において、その必要性、妥当性等を十分に検討し、法令で義務付けされているなど真に必要な場合に限定することとします。

## (6) 情報公開の状況

### 《県民の理解と信頼確保の観点からの公開必要性》

県出資等法人は公共的性格を有し、財政基盤が県民の負担によって維持されていることなどを踏まえ、県民の理解と信頼を確保する観点から、県出資等法人に関する情報が、個人情報保護など特別の支障があるものを除いて、県民に分かりやすく、入手しやすい方法で「迅速、公平、正確」に提供されている必要があります。また、情報公開は法人の経営に対する県民によるチェックの機能も果たしています。

### 《積極的かつ分かりやすい情報公開の推進》

このようなことから、行政改革推進法（平成 18 年法律第 47 号）や「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」（平成 26 年 8 月 5 日付け総務省自治財政局長通知）において、自ら積極的かつ分かりやすい情報公開を行うことが求められているところです。

このため、「法人の基本的情報」及び「県の関与に関する状況」について、主たる事務所への備え置き、法人のホームページでの掲示、その他の情報公開状況について確認を行っており、情報公開に係る取組状況の詳細は次表のとおりです。

法人の情報公開に係る取組状況

公開媒体	全法人					うち出資率25%以上の法人(法人)				
	① 主たる事務所への備え置き		② 法人のホームページ		備考	① 主たる事務所への備え置き		② 法人のホームページ		備考
	法人数	公開率	法人数	公開率		法人数	公開率	法人数	公開率	
<b>I 法人の基本的情報</b>										
1 定款又は寄附行為	40	97.6%	28	68.3%		(34)35	100.0%	27	77.1%	
2 役員名簿	40	97.6%	32	78.0%		34	97.1%	30	85.7%	
3 社員名簿（社団法人の場合）	5	100.0%	5	100.0%	5法人	5	100.0%	5	100.0%	5法人
4 事業報告書又は営業報告書	39	95.1%	31	75.6%		34	97.1%	30	85.7%	
5 決算関係書類	40	97.6%	36	87.8%		34	97.1%	33	94.3%	
6 事業計画書	35	85.4%	29	70.7%		33	94.3%	28	80.0%	
7 予算関係書類	34	82.9%	28	68.3%		33	94.3%	27	77.1%	
8 中期経営計画等の法人に係る基本的な計画書	31	75.6%	20	48.8%		30	85.7%	19	54.3%	
9 職員数に関する情報	39	95.1%	33	80.5%		34	97.1%	31	88.6%	
10 職員の給与に関する情報	32	78.0%	26	63.4%		31	88.6%	26	74.3%	
11 役員の報酬・退職金に関する情報	31	75.6%	26	63.4%		29	82.9%	25	71.4%	
<b>II 県の関与に関する状況</b>										
1 出資者の状況	35	85.4%	29	70.7%		31	88.6%	28	80.0%	
2 県からの財政的関与の額	(27)28	84.8%	(25)26	78.8%	33法人	(26)27	96.4%	25	89.3%	28法人
3 県からの財政的関与の内容等	(26)27	81.8%	24	72.7%	33法人	(25)26	92.9%	24	85.7%	28法人
4 県派遣職員に関する情報	12	92.3%	(11)12	92.3%	13法人	12	92.3%	(11)12	92.3%	13法人
5 運営評価の結果	24	96.0%	(15)16	64.0%	25法人	24	96.0%	(15)16	64.0%	25法人

※昨年度の法人数は、括弧内に記載（昨年度より公開割合が向上した場合のみ）

### 《情報公開割合は前年度と同水準を維持》

これまでの運営評価レポートにおいて、該当法人に対して個別に「取り組むべきこと」

として指摘したほか、機会を捉えて情報公開の推進について指導を行った結果、各法人が情報公開に積極的に取り組んでいる状況が維持されています。

ホームページへの掲載の状況は次表のとおりです。ホームページの更新の際に情報を削除してしまったりしている事例や、深い階層にあり検索が容易でない事例があったため、若干前年度よりも公開率が下回りました。

県では、引き続き、情報公開の重要性について啓発し、積極的に、かつ入手しやすい情報公開を推進するように該当法人に働きかけていくこととします。

法人ホームページにおける情報公開の状況

(公開率:%)

区 分	全法人				うち出資率25%以上の法人			
	28年度	29年度	30年度	増減	28年度	29年度	30年度	増減
職員数に関する情報	82.9	82.9	80.5	▲ 2.4	94.1	94.1	88.6	▲ 5.5
職員の給与に関する情報	65.9	65.9	63.4	▲ 2.5	79.4	79.4	74.3	▲ 5.1
役員の報酬・退職金に関する情報	65.9	65.9	63.4	▲ 2.5	76.5	76.5	71.4	▲ 5.1
県からの財政的関与の額	86.2	75.8	78.8	3.0	100.0	92.6	89.3	▲ 3.3
県からの財政的関与の内容	82.8	72.7	72.7	0.0	96.0	88.9	85.7	▲ 3.2
県派遣職員に関する情報	91.7	91.7	92.3	0.6	91.7	91.7	92.3	0.6

#### (7) 前年度指摘事項への取組状況

平成30年度の岩手県出資等法人運営評価レポートの総合評価において、各法人及び所管部局に対して「取り組むべきこと」として指摘した事項（以下、「指摘事項」といいます。）に対する取組状況を「実施済」、「取組中」、「未実施」に分類した状況は下表のとおりです。

前年度指摘事項への取組状況

(単位:項目数)

《法人》	実施済	取組中	未実施	合計	《所管部局》	実施済	取組中	未実施	合計
項目数	23	16	0	39	項目数	29	6	0	35
構成比	59.0%	41.0%	0.0%	100.0%	構成比	82.9%	17.1%	0.0%	100.0%

#### 《法人における実施済・取組中が100%》

法人における「実施済」と「取組中」の合計が100.0%（昨年度100.0%）、所管部局における「実施済」と「取組中」の合計が100.0%（同100.0%）であり、法人、所管部局ともに指摘事項の解決に向けて前向きに取り組んでいます。

#### 《指摘事項の進捗状況確認による課題解決の促進》

指摘事項については、法人ホームページにおける情報公開の推進のように比較的短期間で実施できるものもありますが、経費削減、収入確保、県と法人との役割分担の再確

認、県職員派遣の引上げなど経営の根幹に関わる中長期的な課題に係る指摘事項も少なくありません。

こうした中長期的な課題に係る指摘事項に対する取組状況については、引き続き進捗状況を確認することにより、各法人における課題解決を促していきます。

#### (8) マネジメント評価の結果について

##### 《マネジメント・サイクル運用状況の評価》

県出資等法人が県の施策推進において十分な役割を果たす上で、法人の事業活動による成果に加えて、よい成果を持続し向上させるためのマネジメント・サイクルの仕組みが構築され、それが狙いどおり運用されているかという点についても評価することが必要です。

このため、運営評価におけるマネジメント評価の項目として、「法人の目的」、「経営計画管理」、「事業管理」、「組織管理」、「所管部局による指導・監督」の5つの視点から評価を行っています。

##### 《達成割合は若干向上》

5つの視点の達成割合は次のとおりですが、前年度と比較して、目的以外の4つの視点において若干達成割合が向上しています。これまで、県の施策推進における法人の役割の明確化や、PDCA サイクルに基づく事業管理、業務執行体制の充実や職員満足度の向上など、法人のマネジメントを重視した改善の取組が継続的に進められてきており、マネジメントレベルが一定の水準に達していると認められます。

マネジメント評価の状況

(単位：%)

		目的	経営計画	事業管理	組織管理	指導監督	全体平均
全法人	R01年度	88.8	97.1	90.5	92.7	91.3	92.1
	H30年度	88.8	96.7	89.4	92.4	89.7	91.4
	H29年度	88.8	97.6	90.9	92.6	90.4	92.1
	H28年度	88.8	97.4	90.9	92.0	89.9	91.8
	H27年度	88.4	97.0	89.3	89.1	89.3	90.6

注 マネジメント評価の対象となった類型1の25法人の平均値。

##### 《やや遅れている法人は延べ3法人》

個別項目のマネジメント評価の状況を見ると、やや遅れているとする項目がある法人は、「職員満足度向上への対応」が1法人(岩手県産(株))、「運営評価結果への取組状況」



が2法人（(社福)岩手県社会福祉事業団、岩手県オイルターミナル(株)）となっており、重大な改善事項があるとする項目がある法人はありませんでした。

マネジメント評価の状況(個別項目)

単位：法人

項目	達成	概ね達成	やや遅れている	重大な改善事項がある
1 目的				
1-1 設立目的への社会的要請	25	0	0	0
1-2 他団体の代替可能性	8	17	0	0
1-3 県直営と比較した優位性	23	2	0	0
1-4 情報公開の状況	16	9	0	0
2 経営計画				
2-1 経営基本方針等の浸透度	22	3	0	0
2-2 計画と実績の差異分析	24	1	0	0
2-3 リスク・マネジメント対策	22	3	0	0
2-4 運営評価結果の次期経営計画への反映状況	25	0	0	0
3 事業管理				
3-1 事業目標の設定状況	20	5	0	0
3-2 顧客ニーズ・満足度の把握	17	8	0	0
3-3 意見・要望等への対応	21	4	0	0
4 組織管理				
4-1 組織体制の効率化	20	5	0	0
4-2 業務執行体制の機能状況	25	0	0	0
4-3 人材育成・能力開発	19	6	0	0
4-4 コンプライアンス対策	18	7	0	0
4-5 職員満足度向上への対応	20	4	1	0
5 指導監督				
5-1 法人との意思疎通	23	2	0	0
5-2 運営評価結果への取組状況	21	2	2	0
5-3 指導・監督の成果	19	6	0	0

注 マネジメント評価の対象となった類型1の25法人の値

《不断の改善・改革に向けた課題認識の重要性》

組織のマネジメントについては、本来「課題が全くない」ということはあり得ず、一つの課題を解決すれば、また新たな課題に対応した不断の改善・改革が求められるものであるため、各法人が自らのマネジメントを真摯に評価し、課題を課題として認識することが重要です。

《経営改善目標設定による改善策への取組み》

課題を認識した結果、低い評価となった項目については経営改善目標を設定し、具体的な改善策を講じることにより、より一層マネジメント能力を向上していくことが望まれます。

課題については、情報公開のように、比較的短期間で実施でき、成果が分かりやすいものもありますが、組織体制の効率化、県職員派遣の引上げや人員不足を補うために実施するプロパー職員の人材育成のように、中長期的な視点に立った取り組みが求められるものもあります。

最終的な目標・あるべき姿を設定し、継続的な取組を推進しやすい仕組みを整えて、粘り強く取り組んでいく必要があります。

## [参考]法人のマネジメントの改善に向けた主な取組事例

### 【目的】

- ・ホームページにおいて、事業計画、収支予算、事業実績及び収支決算を公表している。また、機関誌「三陸総合研究」を発行し、県内の市町村、各種団体、研究機関等に配布している。昨年度ホームページをリニューアルし、事業成果や活動実績など積極的な情報発信を実施している。((公財)さんりく基金)

### 【経営計画】

- ・役員には理事会、評議員会で中期経営計画、業務方針、事業目標等について報告し、了承を得ている。  
また、社内向けには、年度初めに業務方針を、年度中間及び年度末には達成度報告をグループウェア等により、すべての職員に浸透させている。((公財)岩手県下水道公社)
- ・常勤役・職員が6名という小世帯の組織であることから、リスク関連情報は、直接の業務執行責任者である常務理事及び理事長に速やかに伝達する体制をとっている。また、リスク防止対策及び実際にリスクが発現した場合の対策として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を制定している。((公財)岩手県林業労働対策基金)

### 【事業管理】

- ・「中長期経営基本計画」に基づいて施設ごとに目標値を定め、施設長等会議で進捗状況の報告と年間の達成度評価を行い、成果と課題を明確にしている。利用者サービスの充実に向け、施設毎の満足度調査の実施や、福祉サービス第三者評価の受審（または自己評価）を行い、サービスの改善につなげている。((社福)岩手県社会福祉事業団)
- ・顧客訪問やアンケートにより市場状況調査を行い、事業計画の策定等運営に活用している。また、いわてクリーンセンター苦情要望等対応要領を定め、顧客からの苦情、要望、意見等を職員間で共有し、年次計画等に反映させている。((一財)クリーンいわて事業団)
- ・「いわて観光おもてなしセンター」を事務局内に組織して担当を決め、観光客から寄せられる意見、要望、苦情等の処理、対応に当たっている。また、これらの苦情等は、データとして取りまとめ、賛助会員に対して紹介し、より良い受入態勢の整備に当たるよう啓発を行っている。((公財)岩手県観光協会)

### 【人事・組織】

- ・平成18年度に組織のフラット化と機動的な運営を目指してグループ制への移行を行ったが、グループ制のメリットが十分発揮されていない（業務分量の偏り等）ことや、職員のマネジメントが十分でなく、相互連携による業務体制となっていなかった。このため、部制への移行と部局横断的な事項については室を設け、チームリーダーを課長として、組織責任者を明確にし、組織パフォーマンスの向上に努めている。((公財)いわて産業振興センター)
- ・OJTによる指導・育成とともに、各部門毎の「スキルアップ研修」、「管理者研修」等の外部研修に随時参加させている。営業や新商品開発及びそのためのマーケティング活動の強化を主な目的として、関連するセミナーや資格取得のための短期集中講習、総務部門の働き方改革や法改正対応セミナー等の参加を強化している。また、厚生労働省「職業能力評価基準」の将来的な導入を念頭に関連セミナーにも参加させている。(岩手県産(株))
- ・毎年11月に職員満足度調査を実施し、担当業務の満足度、異動希望、業務改善の提案や日頃感じていること等を調査するほか、役員との意見交換会を実施するなど職場環境の改善等の参考としている。また、平成29年度には、それまで活用されていなかった「職員提案要領」を見直し、職員から積極的に提案されるよう「職員提案実施要領」を策定し、業務改善等に繋げている。((公財)岩手県農業公社)

- ・職場活性化検討チームを設置し、日常業務を円滑に推進するための職員要望等について検討協議・改善策を企画し、職場の活性化を図っている（30年度 職員駐車場の補修、外灯設置）。  
（（公財）岩手県畜産協会）

#### 【コンプライアンス関係】

- ・リスク管理規程により、リスク発生時の体制・対応について整えているとともに、自然災害時を想定した事務局内での訓練等も実施している。（（公財）岩手県国際交流協会）
- ・リスク管理規程、コンプライアンス規程等の策定を行い、周知徹底を図っている。（（公財）いわて産業振興センター）
- ・就業規則を改正して職場内のハラスメント防止を規定している。また、職員コンプライアンス・マニュアルを作成しているほか、中期経営計画においてもふれている。（（公財）ふるさと岩手定住財団）

#### 【情報公開関係】

- ・事業団ホームページで事業報告及び財務諸表、役員給与等の法人情報を公開している。また、各施設のホームページとリンクし最新の催事情報等を提供している。各施設においては、広報誌の定期的な発行やイベント毎のポスター、チラシ等を作成し積極的にPRを行っている。また、個人情報の保護に係る各種規程等を整備し適正な取り扱いに努めているほか、情報開示請求に対しては、県所管課と協議のうえ対応している。（（公財）岩手県文化振興事業団）
- ・事業団広報紙の発行（年1回）、ホームページ事業案内更新（随時）、各施設情報誌の発行（随時）、本部・施設別HP開設（11施設）、施設利用者及び未利用者アンケートの実施（毎年度・定時）等により、情報の発信と利用者の意見の把握に努めている。なお、H25からは、フェイス・ブックの活用等により広報活動を強化している。（11施設中9施設が開設済み）（（公財）岩手県スポーツ振興事業団）
- ・「公益財団法人いわて産業振興センターが保有する文書等の開示等に関する要領」を制定済みあり、事業概要は広報誌に掲載しているほか、定款・事業計画・事業報告等についてはホームページ上で公開し、随時県民が閲覧・入手できる体制を整えている。（（公財）いわて産業振興センター）
- ・理事会資料（事業計画及び報告、収支予算及び決算）やその他（職員募集、セミナー開催等）の情報、事業年報、研究成果はホームページ上で公開している。トピックスとして広く公表したい場合にはマスコミ等の活用も積極的に行っている。（（公財）岩手生物工学研究センター）

#### 【県と法人との連携関係】

- ・所管課の職員が理事会、評議員会に陪席するとともに、定期（月例）報告や指定管理料等の積算に関する予算要求作業を通じて経営状況等の把握を行っているほか、予算や人事等、法人の運営に関し、法人事務局職員との意見交換を必要に応じて行い、法人の運営に反映させている。また、運営評価結果に記された「財務状況の安定化に向けた法人の取組に対し、適切な指導・助言をしていくこと」について、月例の管理運営報告書に基づいて適切な指導を行うこととしている。（（公財）いわてリハビリテーションセンター）

## 5 今後の運営評価の取組について

これまで、本県における県出資等法人の改革については、平成 15 年度から平成 18 年度を推進期間とする「岩手県出資等法人改革推進プラン」(旧プラン)及び平成 19 年度から平成 22 年度を推進期間とする「新岩手県出資等法人改革推進プラン」(新プラン)に基づき、3 つの改革(県出資等法人のあり方の見直し、県関与の適正化、県民理解を深めるための情報公開の推進)を柱とした改革に取り組み、整理合理化などで一定の成果をあげたほか、平成 23 年度に策定した、「いわて県民計画第 2 期アクションプラン[改革編]」(計画期間:平成 23 年度～平成 26 年度)においても、法人の自立と自律を高める改革を推進してきました。

平成 27 年度に策定した「いわて県民計画第 3 期アクションプラン[行政経営編]」(計画期間:平成 27 年度～平成 30 年度)では、県出資等法人が最も効率的に質の高いサービスを提供できるよう、毎年度の運営評価を通じて法人運営の改善を図っていくとともに、復興や地域課題対応に向けた連携・協働のパートナーとして、県と出資等法人の施策の連携強化に努める取組を推進してきました。

今般策定された「いわて県民計画(2019～2028)」においては、社会情勢の変化に的確に対応し、県の政策の実効性を高めていくためには、多様な主体が参画して連携・協働して課題解決に取り組んでいくものとしており、県出資等法人についても、その専門性や機動性などの長所を生かしていくことが必要です。

今後においても、厳しい財政的環境の下、東日本大震災津波からの復興及び多様化する地域課題に県を挙げて取り組むため、法人と県の施策の連携強化や運営評価に基づく法人運営の継続的な改革・改善の推進等に更に取り組むとともに、県と県出資等法人の施策の連携強化と積極的な協働を推進していきます。

### (1) 復興や多様化する地域課題の解決に向けた法人と県の施策の連携強化

東日本大震災津波からの復興及び多様化する地域課題の解決に向け、各法人では「被災者等生活困窮者への支援」、「被災地介護予防支援」など多種多様な事業を実施しています。

また、県出資等法人には、第三セクターとしての公益性に加え、専門性、柔軟性といった長所を持ち合わせているものであり、今後もこうした県出資等法人の強みを生かしながら県の施策を強力に進めるため、県と法人の施策の連携強化について努めます。

### (2) 運営評価に基づく法人の継続的な改革・改善推進

毎年度実施する運営評価結果を事業に反映しつつ、外部・内部環境分析を行い、法人の

今後の果たすべき役割、あるべき姿や課題を明らかにします。

その上で、法人のミッションを果たすための事業目標や法人運営の課題解決のための経営改善目標を策定し、より効率的に質の高いサービスを提供できる法人となるような取り組みを推進していきます。

また、今後も運営評価の方法・内容等についても随時見直しを行うほか、制度全体の一層の効率化に努めます。

#### 《外部経営調査結果の横展開》

平成 30 年度の外部経営調査（特定課題調査）においては、テーマとした県の施策推進における役割、目標設定の妥当性等について、各法人に調査結果の横展開を図ったところです。今後も可能な限り各法人の共通の課題や参考となるようなテーマを取り上げ、調査結果の横展開を図ることにより、一層経営改善の取組を進めていきます。

#### 《適切な目標設定と進捗管理による経営改善》

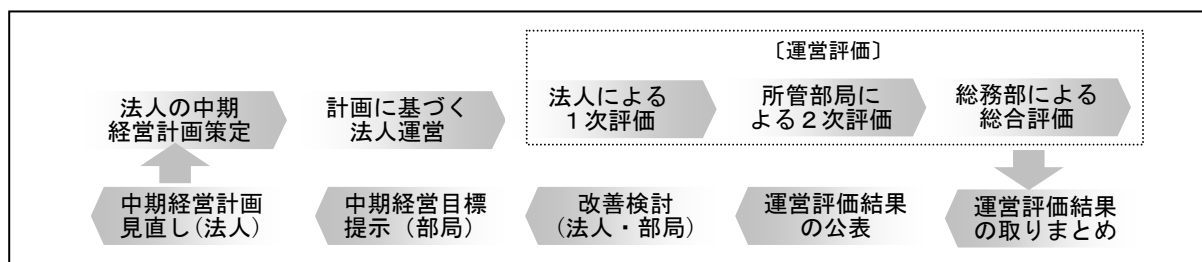
また、PDCA サイクルを効果的に運用するためには、目標設定の妥当性が非常に重要であるため、抽象的・定性的で目標達成状況の検証が困難な目標や、経営改善に寄与しないと認められる目標等については見直しを行ってきているところです。

今後、より適切な目標設定と進捗管理を行うことにより、法人が県の施策推進における役割を果たすとともに、法人の経営改善の実効性を高めていきます。

## 6 法人ごとの運営評価結果の記載内容（要領）について

令和元年度運営評価は、平成 30 年度を主たる評価の対象年度とし、対象 41 法人のうち、類型 1 に該当する 25 法人については各法人及び所管部局においてそれぞれ 1 次評価、2 次評価を行い、類型 2 に該当する 16 法人については所管部局において法人の経営状況を把握した上で、さらに、統括部署である総務部において、1 次及び 2 次評価の結果等を勘案しながら、総合評価として取りまとめたものです。

#### 【PDCA サイクルによる運営評価制度の流れ】



法人ごとの運営評価結果における記載内容（要領）等は、次のとおりとなっています。

## I 法人の概要

### ・法人の名称等

運営評価シートに基づき、「1 法人の名称」、「3 設立の根拠法」、「4 代表者職氏名」、「5 設立年月日」、「6 事務所の所在地」、「7 電話番号」及び「8 県所管部局室・課」を記載しています。

### ・資（基）本金等

運営評価シートに基づき、令和元年7月1日現在における基本財産・資本金の金額、県の出資等額を記載しています。

### ・設立の趣旨、事業内容

法人の定款等で定められている設立目的（事業目的）、事業内容等を記載しています。

### ・常勤職員の状況

運営評価シートに基づき、令和元年7月1日現在における常勤職員数を記載するとともに、「うち県派遣」及び「うち県OB」の職員数を記載しています。

また、平成30年度における常勤職員（派遣職員を除いたプロパー職員）の平均給与支給額（賞与及び手当を含む。）及び平均年齢を記載しています。

### ・常勤役員の状況

運営評価シートに基づき、令和元年7月1日現在における常勤役員数を記載するとともに、「うち県派遣」及び「うち県OB」の役員数を記載しています。また、平成30年度における常勤役員の平均報酬支給額及び平均年齢を記載しています。

なお、役職員の給与等については、個人情報保護等の観点から公表を控える意向である法人は、非公表としています。

### ・経営目標（事業目標及び経営改善目標）の達成状況

事業目標、経営改善目標それぞれについて、目標として掲げた項目名、目標及び実績を記載しています。

### ・県の財政的関与の状況

平成28～平成30年度の県の財政的関与として、「長期貸付金残高」、「短期貸付金実績」、「損失補償（残高）」、「補助金」、「委託料」、「その他」の状況を記載しています。

### ・財務の状況

各法人の平成28～平成30年度決算に基づき、過去3年間の「貸借対照表」、「正味財産増減計算書」（または「損益計算書」）及び「財務指標」を記載しています（千円未満の端数処理の関係で計等が一致しない場合があります。）。なお、財務指標の考え方は、個別法人編の「（参考）」

財務指標の考え方について」を参考にしてください。

## Ⅱ 所管部局の評価

### ・法人の役割と実績

県の施策推進における法人の役割と平成30年度における実績を評価し、課題が生じている場合、その解決に向けた所管部局の指導方針について記載しています。

### ・法人の財務

財務の安全性・健全性や効率性、自立性などの観点から、法人の財務について評価するとともに、課題が生じている場合、その解決に向けた所管部局の指導方針について記載しています。

### ・法人のマネジメント

経営計画管理や事業管理、組織管理などの観点から、法人のマネジメントについて評価するとともに、課題が生じている場合、その解決に向けた所管部局の指導方針について記載しています。

### ・法人への県関与

法人の設立目的、県の施策推進における法人の役割、法人の運営状況、これまでの改革の取組等を踏まえ、法人への県関与について評価するとともに、課題が生じている場合、その解決に向けた所管部局の指導方針について記載しています。

## Ⅲ 統括部署（総務部）の総合評価

### ・総合評価のレーダーチャート

類型1に該当する法人においては、運営評価シートにおけるマネジメント評価の5つの分野と、財務（フローチャートによる評価）の評価結果に基づきレーダーチャートを作成しています。

マネジメント評価の5つの分野の評価項目は以下のとおりとなっています。

#### ① 法人の目的

設立目的への社会的要請、他団体の代替可能性、県直営と比較した優位性、情報公開の状況

#### ② 経営計画

経営基本方針等の浸透度、計画と実績の差異分析、リスクマネジメント対策、運営評価結果の次期経営計画への反映状況

#### ③ 事業管理

事業目標の設定状況、顧客ニーズ・満足度の把握、意見・要望等への対応

#### ④ 組織管理



組織体制の効率化、業務執行体制の機能状況、人材育成・能力開発、コンプライアンス対策、職員満足度向上への対応

#### ⑤ 所管部局による指導・監督

法人との意思疎通、運営評価結果への取組状況、指導・監督の成果

これら5つの分野については、①から④については法人の1次評価を、⑤については所管部局の1次評価を基に、それに対する所管部局の評価（①から④）または法人の評価（⑤）等を踏まえるとともに、他法人に係る評価との整合性が図られるよう留意して評価を行いました。

また、「財務」については、運営評価シートにおける特別法・会社法法人用、公益法人用それぞれの財務の「フローチャートによる評価」に基づき、評価結果（A～D）を記載しています。レーダーチャートの作成に当たって、財務の評価結果（A～D）を次により数値化しました。

[A:100点、B:70点、C:40点、D:20点]

なお、レーダーチャートにおける点線は、平成29年度運営評価における各法人の評価結果を参考表示したものです。

#### ・取り組むべきこと（指摘事項）

運営評価の結果を踏まえ、法人と所管部局において今後対応すべき事項について、それぞれ「法人が取り組むべきこと」、「所管部局が取り組むべきこと」に区分して記載しています。

#### ・運営評価結果における指摘事項への取組状況

平成28年度から平成30年度の岩手県出資等法人運営評価レポートにおいてそれぞれ「法人が取り組むべきこと」、「所管部局が取り組むべきこと」として指摘された事項への現在の取組状況を法人及び所管部局がそれぞれ記載しています。



別表1

## 令和元年度県出資等法人運営評価対象法人一覧

所管部局等	所管課	NO.	法人の名称	資本金等	県出資金等		運営評価実施区分	
				(千円)	金額(千円)	割合(%)	類型1	類型2
政策地域部	政策推進室	1	(公財)さんりく基金	335,400	230,000	68.6%	○	
	交通政策室	2	三陸鉄道(株)	306,000	144,000	47.1%	○	
	交通政策室	3	IGRいわて銀河鉄道(株)	1,849,700	1,000,000	54.1%	○	
	科学・情報政策室	4	(株)アイシーエス	35,000	3,500	10.0%		○
	科学・情報政策室	5	(株)岩手朝日テレビ	3,000,000	30,000	1.0%		○
	国際室	6	(公財)岩手県国際交流協会	1,096,400	787,771	71.9%	○	
文化スポーツ部	文化振興課	7	(公財)岩手県文化振興事業団	10,000	10,000	100.0%	○	
	スポーツ振興課	8	(公財)岩手県スポーツ振興事業団	10,000	10,000	100.0%	○	
環境生活部	資源循環推進課	9	(一財)クリーンいわて事業団	10,200	3,300	32.4%	○	
保健福祉部	保健福祉企画室	10	(公財)いわて愛の健康づくり財団	322,022	110,300	34.3%		○
	医療政策室	11	(公財)いわてリハビリテーションセンター	30,000	10,000	33.3%	○	
	地域福祉課	12	社会福祉法人岩手県社会福祉事業団	10,000	10,000	100.0%	○	
	長寿社会課	13	(公財)いきいき岩手支援財団	3,940,161	3,105,000	78.8%	○	
商工労働観光部	商工企画室	14	(公財)いわて産業振興センター	306,030	155,000	50.6%	○	
	商工企画室	15	岩手県オイルターミナル(株)	720,000	250,000	34.7%	○	
	商工企画室	16	岩手県土地開発公社	30,000	30,000	100.0%	○	
	経営支援課	17	岩手県信用保証協会	9,507,431	5,286,083	55.6%		○
	ものづくり自動車産業振興室	18	(株)盛岡地域交流センター	2,600,000	611,000	23.5%		○
	ものづくり自動車産業振興室	19	(株)北上オフィスプラザ	1,791,000	300,000	16.8%		○
	ものづくり自動車産業振興室	20	(株)岩手ソフトウェアセンター	1,278,500	350,000	27.4%	○	
	産業経済交流課	21	(公財)盛岡地域地場産業振興センター	27,370	7,500	27.4%		○
	産業経済交流課	22	岩手県産(株)	90,000	41,226	45.8%	○	
	観光課	23	(公財)岩手県観光協会	57,000	47,000	82.5%	○	
	観光課	24	(公財)盛岡観光コンベンション協会	304,900	75,000	24.6%		○
	定住推進・雇用労働室	25	(公財)ふるさといわて定住財団	212,500	200,000	94.1%	○	
	定住推進・雇用労働室	26	(株)クリーンピアいわて	50,000	20,000	40.0%		○
農林水産部	団体指導課	27	岩手県農業信用基金協会	3,584,490	793,770	22.1%		○
	流通課	28	(公社)岩手県農畜産物価格安定基金協会	1,034,250	497,050	48.1%		○
	流通課	29	(株)いわちく	3,573,307	1,224,006	34.3%		○
	農業振興課	30	(公社)岩手県農業公社	40,000	35,000	87.5%	○	
	農林水産企画室	31	(公財)岩手県生物工学研究センター	100,000	100,000	100.0%	○	
	農産園芸課	32	(公社)岩手県農産物改良種苗センター	500,000	200,000	40.0%		○
	畜産課	33	(一社)岩手県畜産協会	73,000	41,000	56.2%	○	
	森林整備課	34	(公財)岩手県林業労働対策基金	1,150,000	900,000	78.3%	○	
	水産振興課	35	(一社)岩手県栽培漁業協会	10,070	4,000	39.7%		○
	水産振興課	36	(公財)岩手県漁業担い手育成基金	510,000	250,000	49.0%		○
県土整備部	県土整備企画室	37	(公財)岩手県土木技術振興協会	11,000	6,000	54.5%	○	
	県土整備企画室	38	岩手県空港ターミナルビル(株)	340,000	100,000	29.4%		○
	下水環境課	39	(公財)岩手県下水道公社	10,000	5,000	50.0%	○	
教育委員会	教育企画室	40	(公財)岩手育英奨学会	525,000	410,959	78.3%	○	
警察本部	組織犯罪対策課	41	(公財)岩手県暴力団追放推進センター	600,000	499,105	83.2%	○	
合 計 (41法人)				39,990,731	17,892,570	44.7%		
うち特別法・会社法法人(16法人)				28,765,428	10,193,585	35.4%		
うち公益法人(25法人)				11,225,303	7,698,985	68.6%		



